

年管発0702第1号
令和8年7月2日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部
改正について

標記については、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」
(平成元年3月8日付け庁保発第6号)により取り扱っているところである。

当該通知における遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権の取扱いについて、明確化
を図るため別紙のとおり改正することとしたので通知する。

なお、地方厚生(支)局及び市区町村には別途周知することとしていることを申し
添える。

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて（平成元年3月8日庁保発第6号）」の一部改正について（新旧対照表）
 （_____は改正箇所）

改正後	改正前
<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、<u>正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。</u>）であって、<u>提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に失権の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前々月（当該処分を行った日が偶数月の場合は3ヶ月前の月）</u>）の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>	<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月（複数の医師による審査を行ったものについては、<u>2の取扱いに準じた月</u>）の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>

(参考:改正後全文)

庁 保 発 第 6 号
平成元年3月8日
最終改正:令和8年7月2日

都道府県知事 殿

社会保険庁運営部長

障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて

障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の受給権者又は受給者に係る障害状態確認届（障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書をいう。以下同じ。）の取扱いについては、下記により行うこととしたので通知する。

記

1 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の増額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の増額改定は、提出期限（障害状態確認届による障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出した者に係る年金額の増額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日（当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合

に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。)であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前月分(当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分)から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分(当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分)から行うこととしたこと。

3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権

障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月(複数の医師による審査を行ったもの(提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。)であって、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に失権の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前々月(当該処分を行った日が偶数月の場合は3ヶ月前の月)の初日に行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月(当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月)の初日に行うこととしたこと。

4 障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の加算額等の減額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の年金給付に係る加算額等の減額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る加算額等の減額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日(当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

年管発0702第2号
令和8年7月2日

地方厚生（支）局長 殿
市区町村長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部
改正について

標記について、別添のとおり、日本年金機構理事長あて通知しましたので、ご了知
願います。

(別添)

年管発0702第1号
令和8年7月2日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部
改正について

標記については、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」
(平成元年3月8日付け庁保発第6号)により取り扱っているところである。

当該通知における遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権の取扱いについて、明確化
を図るため別紙のとおり改正することとしたので通知する。

なお、地方厚生(支)局及び市区町村には別途周知することとしていることを申し
添える。

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて（平成元年3月8日庁保発第6号）」の一部改正について（新旧対照表）
 （_____は改正箇所）

改正後	改正前
<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、<u>正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。</u>）であって、<u>提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に失権の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前々月（当該処分を行った日が偶数月の場合は3ヶ月前の月）</u>）の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>	<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月（複数の医師による審査を行ったものについては、<u>2の取扱いに準じた月</u>）の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>

(参考:改正後全文)

庁 保 発 第 6 号
平成元年3月8日
最終改正:令和8年7月2日

都道府県知事 殿

社会保険庁運営部長

障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて

障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の受給権者又は受給者に係る障害状態確認届（障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書をいう。以下同じ。）の取扱いについては、下記により行うこととしたので通知する。

記

1 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の増額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の増額改定は、提出期限（障害状態確認届による障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出した者に係る年金額の増額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日（当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合

に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。)であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前月分(当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分)から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分(当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分)から行うこととしたこと。

3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権

障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月(複数の医師による審査を行ったもの(提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。)であって、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に失権の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前々月(当該処分を行った日が偶数月の場合は3ヶ月前の月)の初日に行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月(当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月)の初日に行うこととしたこと。

4 障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の加算額等の減額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の年金給付に係る加算額等の減額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る加算額等の減額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日(当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。